

○熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

平成 19 年 3 月 13 日

条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。
- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
 - (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
 - (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
 - (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に

当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
 - (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認
 - (2) 熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第15条の規定による介護休暇の承認
 - (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による承認
(平19条例81・一部改正)

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)に適用する給料表は、別表のとおりとする。

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められるものには、人事委員会規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額については、その者に適用される給料表に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級及び号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(熊本市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)

第9条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号。以下「一般職給与条例」という。)第3条から第4条まで、第9条、第10条、第13条、第14条、第21条から第24条まで及び第31条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する一般職給与条例第2条、第5条第1項、第11条、第28条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、

一般職給与条例第2条及び第5条第1項中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、一般職給与条例第11条中「及び消防職員給料表」とあるのは「、消防職員給料表及び熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)別表の特定任期付職員給料表」と、一般職給与条例第28条第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、一般職給与条例第30条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の30」と、「100分の135」とあるのは「100分の145」と、「100分の140」とあるのは「100分の165」とする。

(平19条例81・一部改正)

第10条 一般職給与条例第9条、第10条、第13条、第14条、第16条、第17条の2及び第18条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

- 2 任期付短時間勤務職員に対する一般職給与条例第15条第2項第3号及び第21条第2項の規定の適用については、一般職給与条例第15条第2項第3号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第8号)第8条に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、一般職給与条例第21条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

(熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の適用除外等)

第11条 熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第18号。以下「教育職条例」という。)第4条、第5条、第8条、第10条及び第13条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する教育職条例第3条、第6条第1項及び第3項、第7条第2項、第11条並びに第12条の規定の適用については、教育職条例第3条及び第6条第1項中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、教育職条例第6条第3項中「第6条から第10条まで、第13条」とあるのは「第6条から第8条まで」と、教育職条例第7条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の30」と、「100分の135」とあるのは「100分の145」と、「100分の140」とあるのは「100分の165」と、教育職条例第11条第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第8号。以下「任

期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、教育職条例第12条第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例別表の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」とする。

(平19条例81・一部改正)

(熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用除外)

第12条 熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成19年条例第11号)第2条第2項の規定(扶養手当、住居手当、単身赴任手当、特地勤務手当及びへき地手当に係る部分に限る。)は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 2 熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成19年12月25日条例第81号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額(円)
1	376,000
2	426,000
3	479,000
4	545,000
5	622,000
6	728,000
7	852,000